



日本弁理士会 副会長
山本 宗雄

東日本大震災からの復興の年

今月のことば

monthly word

1. はじめに

平成 23 年度が 4 月 1 日にスタートしたが、例年だと桜の花が咲いている時期で、若干花見気分であるところである。しかし、今年はそのような気分ではおれない。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と大津波による被害は、甚大で想像を絶する規模であった。まずは、この紙面を借りて、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げますと共に、被災地域が一日でも早く復興することを祈ります。日本弁理士会としても被災地域の復興に少しでも尽力することを誓いたい。

さて、今年度の奥山尚一会長を筆頭とする執行役員会は、地震の影響がまだ色濃く続く中で船出をしたのであるが、今年は役員の年齢が若返ったとあちらこちらで言われている。確かに、若いことは、迅速かつ俊敏に動いているときはいいのだが、稚拙とか拙速ということになれば、批判を受けよう。そのようなことにならないよう、自制しながら熟慮して物事に当たるようにする必要があると思う。

我々の扱っている知的財産権というものは、経済が活発である時に活躍するものであって、経済活動がよくない時期には知的財産権は活躍の場が少なくなっていくと思う。リーマンショック以来日本経済は良くない。また今回の東北の地震でも経済活動が停滞すると考えると、平成 23 年度も我々の仕事は停滞気味になると思う。しかし、日本経済はそれほど良くなくても、世界的にみれば中国などを中心に経済が伸びている国がある。我々、弁理士は、経済が伸びている国で活躍することもできるのであるから、これから国際化は避けて通れないキーワードとなる。

2. 弁理士の国際化

今年、特許庁関係やその他の団体の方々に会うと、弁理士の国際化という言葉が多くの方々の口から出てくる。弁理士法改正も見据えてのことだと思うが、弁理士が国際化することが必要である。

これまでは、グローバル化とか国際化とかいうと、海外で商品を販売する必要性からいわゆる大企業を中心として対応してきたものであり、知的財産権などの処理も主にそれら大企業の社内で行ってきた。しかし、昨今の経済情勢から中小企業も中国やその他の国々に行かざるを得なくなってきた。その際に生じる知的財産権の摩擦を日本の弁理士が処理して解決して行かなければならない。日本の弁理士が対応できないとなれば、現地の弁理士が直接対応することになり、日本の弁理士の活躍場所が無くなっていく。

日本弁理士会では、海外での知的財産権の摩擦でも対応可能なように、それらの国々の法制度を勉強したりすることは行ってきたが、更に続けていく必要性を感じている。また、外国の知財案件でも対応可能なように、弁理士の英語教育も模索している。英語以外の言語も将来的に考えないといけない。

もちろん、弁理士法改正で条約を論文試験科目に入れるなどの法整備を目指すことは必要であるし、平成 24 年度に本格化するであろう弁理士法改正の準備を目指して検討を重ね、弁理士の人数の適正化などを含めていろいろ提案することはしなければならない。しかし、法整備より前に既に国際化は弁理士の仕事の質を考えると弁理士の資質として必要となっているので、国際化に対応する必要があると考えているし、それに必要な知識を習得しなければならない。

3. 日本国内の経済活動の活発化への日本弁理士会の取組み

日本国内で特許権やその他の知的財産権が必要になるには、やはり日本国内の経済が良くなければならない。しかし、リーマンショック以降、経済が停滞していたのに、今回の震災が追い打ちをかけた形となって、経済的な立ち上がりはやはりしばらくは難しい様相である。日本弁理士会あるいは弁理士個人が経済そのものを押し上げるような行動は不可能に近いが、地方の企業の支援策、中小企業の支援策、ベンチャー企業支援がある程度有効な策であろう。

特許庁は、知財総合支援窓口を都道府県ごとに設置して、中小企業の事業を知的財産の観点からサポートする体制を今年4月から整えている。

日本弁理士会も個人への出願費用や審査請求料の補助を中小企業にまで広げたので、中小企業にこの制度の利用も促進されると考える。

日本弁理士会が行っている地方への支援策では、知財支援協定の締結がある。支援協定は、地方の県、またはその他の地方自治体との協定であって、支援要請があれば日本弁理士会は支援をするという内容のものである。この協定には、今回は被災された岩手県、宮城県、福島県も含まれていて、これらの県には日本弁理士会は積極的に支援策も模索しようとしている。

日本弁理士会は、上記の他にも多くの中小企業支援やベンチャー支援、地域支援策を行っているし、これからも続けて行って経済発展への原動力にする必要がある。

4. 東日本大震災に対する日本弁理士会の対応

我々の業務は、経済との関係が非常に深く、日本弁理士会の施策の中にはたくさん経済と関連することが出てくるが、今年のはじめにも述べたように東日本大震災と津波があった年なので、4月早々から震災対応をたくさん行っている。今回の地震に対して日本弁理士会はどのようなことを行ったのか、またはこれから行おうとしているのかを、以下に簡単にまとめる。

(1) 昨年度の役員会ではあるが、日本弁理士会の予算から義援金を拠出した。拠出額は1000

万円であるが、日本弁理士会の予算から総会等を経ないで出せる限度額である。

(2) 日本弁理士会が窓口となって会員や海外の事務所から義援金を募集している。今回の義援金は、募集当初からたくさんの方から多額の応募があり、最終的には大きな額を義援金として寄付することができると考えている。

(3) 被災された方を対象に特別相談窓口を開設した。知的財産に関する書類が消失したり、特許等の手続、維持、管理ができなくなった等の相談を受け付けている。

(4) 日本弁理士会は、また、震災復興プロジェクトを立ち上げようとしている。現在は、どのような支援策が可能なのかについて、意見募集したところであり、たくさんの方から応募があった中から一番どのようなことが日本弁理士会の復興支援策としてやるのが適当かを検討して選択している段階である。支援策を決定して、早期に実行することが必要であると考えている。

現時点では、上記の4つを行っているが、震災対応として更に必要性が出てくれば、対応するつもりである。

5. おわりに

私の担当は、中央知財研、特許委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、例規委員会等どちらかというと実務色の濃い委員会ではあるが、国際化と国内経済の活発化に寄与できる委員会でもあると考えている。

今年は、また、大震災からの復興の年でもある。復興という言葉は、非常にいい響きを持っている。日本は戦後みごとに復興した経験がある。震災からの復興と経済の発展は同時に達成されていくものであり、今回も日本は復興と経済発展の両方とも達成できると確信している。

この文章を書いているのは、まだ副会長に就任してから2週間余りしか経っていないので、震災対応部分以外、まだ会務報告のような内容になっていないけれども、これから一年、執行役員会は頑張っていくのでよろしく御支援を賜れば幸甚である。

以 上